

令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、本社機能の移転を促進することにより、雇用の場を創出し、当市における経済の活性化を図るため、本社機能を賃貸により市内に整備する際に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、同条第6項に規定する認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を市内に移転し、かつ、賃貸により整備するものであること。
- (2) 市長が誘致企業として認定した事業者であること。
- (3) 令和5年3月31日において、特定業務施設で6か月以上継続して業務に従事している雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「常時雇用者」という。）のうち、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る認定を受けた日以降に、事業者に直接雇用され、かつ、令和5年1月1日に、市内に住所を有する者が2名以上いること。
- (4) 納付すべき市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付内容)

第3 補助対象経費、補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は規約等の写し
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 事業計画書（別記第2号様式）
- (4) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る申請書の写し及び青森県知事の認定通知書の写し
- (5) 特定業務施設の平面図及び賃貸借契約書の写し
- (6) 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（別記第3号様式）
- (7) 誓約書（別記第4号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(取下期日)

第6 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して14日とする。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による実績報告は、令和5年4月10日までに、実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 常時雇用者名簿（別記第7号様式）
- (2) 市内に住所を有する常時雇用者との雇用関係等を証する書類及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 特定業務施設の賃借に要した賃料及び共益費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第8 規則第13条の規定による通知は、実績報告書を受理した日から20日以内に補助金確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第9 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、第8に規定する補助金確定通知書の交付を受けた者からの補助金交付請求書（別記第9号様式）による請求に基づき、一括して交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法第17条の2第6項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が取り消されたとき
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。

(関係書類の備え付け)

第11 補助対象者は、補助対象経費の収支その他当該事業に関する事項を明らかにするため、当該事業の経費について当該事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する一切の書類等を事業完了の翌年から5年間備え付けておかななければならない。

附

この要領は、令和4年5月6日から実施し、同年4月1日からの事業について適用する。

別表（第4関係）

補助対象経費	特定業務施設において業務を開始する日の属する月の翌月の初日（業務を開始する日が月の初日であるときは、その日）から令和5年3月31日までの間に特定業務施設の賃借に要した賃料及び共益費（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）
補助金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
限度額	300万円

別記

第1号様式（第4関係）

補助金交付申請書

事業	名称	
	目的	
	期間	年 月 日 から 年 月 日

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- 1 定款又は規約等の写し
- 2 登記事項証明書の写し
- 3 事業計画書（別記第2号様式）
- 4 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る申請書の写し及び青森県知事の認定通知書の写し
- 5 特定業務施設の平面図及び賃貸借契約書の写し
- 6 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（別記第3号様式）
- 7 誓約書（別記第4号様式）
- 8 その他市長が必要と認める書類

申請 年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地

申請者 名称

代表者職氏名

事業計画書

1 事業者の概要

- (1) 事業者名
- (2) 本社所在地
- (3) 設立年月日 年 月 日
- (4) 資本金 千円
- (5) 総従業員数 人
- (6) 主たる事業内容
- (7) 業種

2 特定業務施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 業務内容
- (4) 業務開始年月日 年 月 日
- (5) 賃貸借期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- (6) 賃料 月額 円
- (7) 常時雇用者数 人（うち、市内に住所を有する者 人）

同意書

（あて先）八戸市長

所在地

名称

代表者職氏名

私は、令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金の申請にあたり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

法人市民税

固定資産税

軽自動車税

誓約書

（あて先）八戸市長

所在地

名称

代表者職氏名

令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金交付要領に基づき、補助金を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、次のいずれにも該当しません。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である。
 - (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 当社は、1の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 当社が提出した本誓約書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会することを承諾します。
- 4 当社は、1の各号のいずれかに該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日制定）第4条の規定に基づき、公表されることに同意します。

様

八戸市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金については、次のとおり交付することに決定したので、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により通知します。

- 1 交付決定補助金額 金 円
- 2 条件 補助金は、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。

実績報告書

事業の名称	
決定通知	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日
添付書類 1 常時雇用者名簿（別記第7号様式） 2 市内に住所を有する常時雇用者との雇用関係等を証する書類及び雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書の写し 3 特定業務施設の賃借に要した賃料及び共益費を支払ったことを証する書類の写し 4 その他市長が必要と認める書類	
補助金に関する事項 1 特定業務施設 名称 所在地 2 事業実施期間中に支払った賃料等の合計額 円 × か月 = 円 3 市内に住所を有する常時雇用者数 人	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">報告 年 月 日</div> （あて先）八戸市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">所在地</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">報告者 名 称</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">代表者職氏名</div>	

様

八戸市長



補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

1 交付決定補助金額	円
2 確定補助金額	円
3 交付済補助金額	円
4 未交付額	円

補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地

請求者 名称

代表者職氏名

印

令和4年度八戸市本社機能移転支援補助金を次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

交付決定通知 年 月 日 八産第 号

備考

振込先

- ・ 金融機関名
- ・ 支店名
- ・ 口座名義人
- ・ 種別・口座番号